

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

栃木国民年金 事案 936

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月

昭和 55 年 10 月 30 日に会社を退職した。同年 10 月が厚生年金に加入できないことは知っていたので、すぐに市役所で国民年金の加入手続きを行い、同年 10 月分の保険料 3,770 円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間を除き保険料を全て納付している上、一緒に保険料を納付していたとするその妻は当該期間の保険料が納付済みとなっている。

また、昭和 55 年 10 月 30 日の会社の退職直後に国民年金に加入したと申し立てているとおり、申立人の所持する国民年金手帳には加入日として同年 10 月 31 日とされている上、申立人が納付したとする申立期間に係る国民年金保険料額は、当時の保険料額と一致しており信憑性の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 1 回かつ 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月31日から同年11月1日まで
平成6年4月に入社し、21年8月に退職するまでA社に勤務していた。ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、8年10月の1か月間の空白期間が存在する。入社から退職まで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主提出の労働者名簿、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社B支店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年11月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであり、申立人に係る同社における資格喪失日を同年11月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成8年9月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成8年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え

難しいことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月から同年 6 月まで
平成 16 年 6 月に、市役所で国民年金の免除申請をした際、「免除は 7 月からなので、その前の 5 か月分の保険料は納付してください。」と言われ、市役所の出張所で 3 回に分けて納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成 16 年 6 月頃、市役所の出張所で 3 回に分けて納付したとしているが、14 年 4 月以降、国民年金保険料の収納事務は市町村から国に移管されたため、市役所の出張所では保険料を納付することができない。

また、申立人は平成 16 年 6 月に同年 7 月から 17 年 6 月までの国民年金保険料の免除申請をしたとしているが、オンライン記録によると、当該期間に係る免除申請日は、16 年 8 月 12 日であることが確認でき、申立人のその主張とは相違する。

さらに、国民健康保険の加入記録によると、申立期間は、国民健康保険に加入し、当該加入の届出日が平成 16 年 6 月 25 日であることが確認できることから、市役所の出張所で納付したとしているのは、国民健康保険税であった可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から12年3月までの期間及び17年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年9月から12年3月まで
② 平成17年9月

申立期間①については、当時勤めていた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入し、どこで納めたのかはよく覚えていないが、保険料は納付していた記憶がある。また、申立期間②についても、自分で国民年金に加入し、定かではないが保険料を納付したと思うので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、勤めていた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入し保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると平成11年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、国民年金への加入勧奨が行われたものの、申立期間においては国民年金の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、申立期間②においても、厚生年金保険の被保険者資格を平成17年9月3日に喪失後、国民年金への加入勧奨が行われているものの、国民年金へ加入した形跡が見当たらず、申立期間①及び②はいずれも国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料額や納付方法、納付場所等についての記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関

連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から63年4月までの期間及び平成元年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月から63年4月まで
② 平成元年3月から同年6月まで

平成3年4月に結婚し、A町（現在は、A市）に転入した際、妻が私の国民年金の加入手続を行い、窓口の職員から2年以上遡って未納期間の保険料を納付できると説明を受け、定期預金を解約して30万円以上を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続等を行っていたとするその妻の記憶は曖昧であることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金記号番号の前後の被保険者の加入記録から、申立人は平成3年7月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられる上、同年8月に厚生年金保険被保険者期間の記録を統合したオンライン記録が確認できることから、申立人が申立期間②直後の期間に係る保険料を過年度納付したのはこの頃であると考えられ、この時点で申立期間①及び②は、いずれも時効により納付できない期間であった。

さらに、申立人は、申立期間について時効が成立した期間についても、町の窓口で「特別に保険料を納付することができる。」と言われたと主張しているが、最後の特例納付実施期間は昭和55年に終了している。

このほか、申立人の妻が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。